

陣ヶ崎公園墓地調節池等草木除去業務委託仕様書

1. 本仕様書は、南相馬市が実施する陣ヶ崎公園墓地調節池等草木除去業務委託に適用する。
2. 本業務遂行に当たっては、仕様書、請書、その他関連諸法規に従うものとする。またこれらの内容に疑義が生じた場合は委託者、受託者が協議し、本業務の主旨に充分沿った上で実施するものとする。
3. 本業務に関し、発生した損害（第三者にあたる損害を含む）は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては発注者が負担する。
4. 業務場所
市宮原町陣ヶ崎公園墓地（南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎 地内）
5. 業務期間
契約締結日の翌日～令和8年12月28日
6. 業務内容
市宮原町陣ヶ崎公園墓地内の保全及び景観美化を保つため、草木除去等業務を下記により行うものとする。期間中に計2回（初夏と秋）草木除去作業を実施するものとする。

委託業務内容
委託期間内において伐採、除草、廃棄処分作業を行う。
（※別紙作業範囲図参照）
なお、作業にあたっては通行人、車両等に十分注意し、一般の通行に支障が発生させるなど公衆に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
万一事故発生の場合は、発注者に報告するとともに受託者の責任により処理すること。
 - ① 1号、2号、3号各調節池フェンス及びフェンスから幅1mの雑草枯根剤の事前散布
 - ② 1号、2号、3号各調節池フェンス内及びフェンスに絡む除草、伐採、廃棄処分作業（各調節池は、敷設済み防草シート外の、整備導入路やシート周囲の除草）
 - ③ 次の範囲における1m以上の樹木伐採処分、法面の草木除去、廃棄処分作業（墓地内市道北東側法面、D墓域駐車場進入路法面、北東側民地墓地境界）
7. 作業報告
委託者の指示により、作業日誌、成果写真等により報告するものとする。
8. 委託金の支払方法
受託者の請求により、指定口座に支払うものとする。
9. 環境への配慮
南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。
10. その他
本仕様書に定めていない詳細事項については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

市営陣ヶ崎公園墓地 作業範囲図

